

はかりの定期検査について(お知らせ)

鏡野町内で取引または証明に使用されているはかり(家庭用は除く)は、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています(計量法第19条)。町内のはかりについては下記の日程で検査を実施しますので、該当するはかりを所有されている場合は、必ず検査を受けてください。

対象地域	月 日	時 間	場 所
富地域	5月22日(月)	10:30~12:00 13:30~15:00	富振興センター
上齋原地域	5月23日(火)	10:30~12:00 13:30~15:00	上齋原振興センター
奥津地域	5月24日(水)	10:30~12:00 13:30~15:00	奥津振興センター
鏡野地域	5月25日(木)	10:30~12:00 13:30~15:00	鏡野町商工会本所

検査対象

- ・商店、事務所、農家等にある商売用のはかり
- ・病院、医院、薬局等の業務用のはかり
- ・保育園、幼稚園、学校、福祉施設等の体重測定用のはかり

※農家の方は、直売所等への出荷用のはかりも対象となります。※受検には費用がかかります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県計量協会
鏡野町産業観光課 担当:森腰

電話(086)242-3150
電話(0868)54-2987

5月は「日本赤十字運動月間」です

日本赤十字社は、国内外の災害時の救護をはじめ、病気で苦しむ方のサポートや各種ボランティア活動、地域に密着した福祉活動など幅広い分野で活動を行っています。

こうした活動の趣旨にご賛同いただき、会員としてご加入いただける方には、年額500円以上の会費のご協力をお願いしています。(令和4年度の赤十字運動月間では、1927名の方に1,808,000円の会費をご協力いただきました。誠にありがとうございました。)

5月は日本赤十字運動月間となっており、鏡野地域は老人クラブ、奥津地域はブロック会長、上齋原地域は民生児童委員、富地域は連絡員が会員加入のお願いに伺います。

なお、日本赤十字社の会員加入は強制ではありませんが、日本赤十字社の活動資金は多くの方々の温かい善意によって支えていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●義援金を募集しています●

日本赤十字社では、豪雨災害に対する義援金や救援金を受け付けています。

○ウクライナ人道危機救援金

受付場所:鏡野町役場

受付時間:8:30~17:15(土日・祝日は除きます)

受付期間:令和6年3月29日(金)まで

その他の義援金については、鏡野町分区までお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本赤十字社岡山県支部鏡野町分区(鏡野町総合福祉課内) 担当:須田
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

ハンセン病元患者のご家族の方々に補償金が支給されます

この補償金は、国が誤った政策により元患者のご家族の皆さんに多大な苦痛と苦難を強いてきたことをこころからお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

請求に関する情報が、請求者およびその指定される方以外に知られることがないよう配慮されています。

○対象者

- (ア) 配偶者
- (イ) 親・子
- (ウ) 親・子の配偶者および配偶者の親・子など
- (エ) 兄弟姉妹
- (オ) 祖父母・孫
- (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者および配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫など

(キ) 曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めい
※同居など一定の要件が必要な場合があります。

○補償金額

- (ア)~(ウ) 180万円
- (エ)~(キ) 130万円



お問い合わせ先 厚生労働省補償金担当窓口 電話(03)3595-2262 受付時間 午前10時~午後4時(土日祝日、年末年始を除く)